

入園選考基準表

【参考】

①保育の必要性について

事由	状況		父	母	
就労	外勤	8時間以上勤務／1日あたり	実働140時間以上／1か月あたり	10	10
		6時間以上8時間未満／1日あたり	実働120時間以上140時間未満／1か月あたり	8	8
		4時間以上6時間未満／1日あたり	実働80時間以上120時間未満／1か月あたり	6	6
		4時間未満／1日あたり	実働48時間以上80時間未満／1か月あたり	4	4
	自営業 (農業含む)	8時間以上勤務／1日あたり	実働140時間以上／1か月あたり	10	10
		6時間以上8時間未満／1日あたり	実働120時間以上140時間未満／1か月あたり	8	8
		4時間以上6時間未満／1日あたり	実働80時間以上120時間未満／1か月あたり	6	6
		4時間未満／1日あたり	実働48時間以上80時間未満／1か月あたり	4	4
	内職	6時間以上／1日あたり	実働120時間以上／1か月あたり	6	6
		4時間以上6時間未満／1日あたり	実働80時間以上120時間未満／1か月あたり	4	4
		4時間未満／1日あたり	実働48時間以上80時間未満／1か月あたり	2	2
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後8週間		10	10	
疾病・障がい	入院・療養	概ね1か月以上入院または寝たきり		10	10
		精神性等疾病		8	8
		上記以外の状態で保育が困難な場合		4	4
	心身障がい	身障手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級		10	10
身障手帳3・4級または療育手帳B			6	6	
介護(看護)	常時観察と介護をしている		8	8	
	上記以外で介護をしている		6	6	
災害復旧	常時災害の復旧にあたっている場合		10	10	
求職活動	起業準備を継続的に行っている場合		5	5	
	求職活動を継続的に行っている場合		0	0	
就学	学生・職業訓練(通信教育と期間限定は除く)		*	*	
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合		10	10	
その他	その他、明らかに保育できないと認められる場合		10	10	

\* 指数は拘束時間による(外勤の時間に準ずる)

②優先利用に係る調整基準

1	ひとり親家庭	同居親族なし	10
	(それと同等の状況にある場合も含む)	同居親族あり	4
	単身赴任中の世帯		1
2	生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)		3
3	生計中心者の失業及び疾病により、就労の必要性が高い場合		1
4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		1
5	子どもに障がいがあり、他に入園できる保育園・認定こども園等がない場合		2
6	育児休業を取得しており、復帰する場合		1
7	きょうだいが在園中の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合		7
8	小規模保育事業などの卒園児童		2
9	保育士等の子ども(保護者が胎内市内の保育園・認定こども園等で保育士等として勤務予定の場合に限る)		3
10	上記1～5のうち2つ以上の項目に該当した場合		5

③その他の家庭状況

1	保育園の所在する小学校区域内に住所を有する3歳以上児	1
2	希望園でないと保育困難(乳児等特別保育または送迎困難な場合等)	2
3	申込児童以外の子どもを保育園・認定こども園等に預けていない	-1
4	勤務時間内において拘束性に比較的柔軟性があると判断される	-2
5	育児休業中であり、入園希望年度内に復帰をしない場合	-2

①必要性父	①必要性母	小計	②優先利用	③家庭状況	小計	合計

合計指数が並んだ場合に考慮する事項

優先順位	項目
1	きょうだいが当該保育園を現に利用している世帯
2	父母の選考基準指数合計が高い世帯
3	申請締め切り時に保育料または副食費等を滞納していない世帯
4	養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯
5	保育の協力者(市内に居住する祖父母等)がない世帯
6	父母の合計所得がより少ない世帯